

日行連発第 266 号
令和 5 年 5 月 31 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

定款認証に係る実質的支配者申告書の様式変更について（周知）

標記につきまして、今般、日本公証人連合会より令和 5 年 6 月 1 日から施行される公証人法施行規則の一部改正に基づき、公証人による定款認証に係る実質的支配者申告書及び表明保証書の様式変更について、別添のとおり周知依頼がございました。

これに伴い、令和 5 年 6 月 1 日以降に行政書士が嘱託人となった場合においても、新たな様式を用いることとなりますので、予めお知らせいたします。

なお、本件については、本会ホームページ会員専用サイト連 con でも周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

別添：定款認証に係る実質的支配者申告書の様式の変更について（周知方依頼）
（令和 5 年 5 月 26 日付・日公連第 10 号）

参考：日本公証人連合会ホームページ

https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09_4#newteikan

以上